明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

(6) 冷却設備に係る次の事項	イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）	
	ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所、並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）	
	ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	
	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	
	ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）	
	ヘ 冷却塔又は冷却池の種類、容量又は冷却水入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	
	ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所、並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）	
	チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所、並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）	
2 常用電源設備	1 発電機に係る次の事項 (1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相数、周波数、回転速度、結線法並びに発電機及び冷却法並びに発電機の場合は、出力 (2) 励磁装置の種類、容量及び回転速度、駆動方法及び個数（常用及び予備の別に記載すること。） (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 2 常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 3 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） 4 常用電源設備の健全性に関する説明書 電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）	
	3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項 (1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。） (2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬の別に記載すること。）	
	4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	
	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	